

研究費の不正使用、研究活動における 不正行為の防止について

【主な説明内容】

- 1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは**
(不正発生時の研究機関等への影響、不正の定義、科研費に関わるファクターに対する厳しい見方 等)
- 2. 研究費の不正使用の防止に関する取組**
(科研費の取組、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正 等)
- 3. 研究活動における不正行為の防止に関する取組**
(科研費の取組、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し 等)
- 4. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口**

1. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

○不正に関する告発等を受け付けた場合の研究機関の対応と影響(1)

- 不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。
- 不正を事前に防止するための体制整備が必要です。

あなたの研究機関で不正が発生した場合...

- ・不正調査のために多大なコストが発生します
- ・組織全体の信用が失墜します
- ・不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、様々なペナルティが科せられます

○不正に関する告発等を受け付けた場合の研究機関の対応と影響(2)

【不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで】

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告する
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合...

➤ 当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減

【不正発覚時の信用失墜について】

- 国民の貴重な税金を原資とする不正は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることとなります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

【配分機関からの措置】

- 不正が認定された研究費の交付決定が取り消され、返還を求められます。

【研究機関の体制整備の不備が認められた時の文部科学省からの措置】

- 管理条件の付与
 - 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
 - 管理条件の履行が認められない場合
当該機関に対する競争的資金における間接経費措置額の段階的な削減(上限15%)
→配分の停止と段階的な措置を行う(平成26年度ガイドライン改正)

○科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

○科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。

- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

○研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 ・競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) ガイドラインでは、定義の中に位置づけられていないが、同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為の代表例</p> </div>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)※平成26年8月現在、ガイドラインの見直し中</p>

○科研費に関わるファクターに対する厳しい見方(1)

- 研究費の不正使用や研究活動における不正行為の防止に向けては、関係者において、これまでも様々な取組を実施していただいているところ。
- しかしながら、不正は根絶に至っておらず、「学術研究」「研究助成」「研究機関」「配分機関」「研究者」それぞれに厳しい目が向けられる一因となっている。

【研究不正問題への対応について（意見）】（平成26年4月14日 総合科学技術会議議員）

- ・研究者各々が、もう一度原点に立ち返って、研究者であることの自覚と責任と誇りを胸に行動することを要請する。
- ・研究者の所属機関においては、組織としての研究不正を予防するための仕組みづくりや絶え間なき啓発活動、万一研究不正が実際に発生した場合に適切な対応が実行できる体制整備に、責任を持って取り組むべきである。
さらに、研究不正に向き合うためには、研究者や研究機関のみならず政府や研究コミュニティ等も、自らがそれぞれの役割を担っていることを再認識すべきである。

【研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－】（平成25年12月26日 日本学術会議）

- ・このままでは、日本の研究者並びに研究助成に対する社会的信頼が揺らぎかねない。こうした現状に対して、研究者及び科学者コミュニティ、並びに研究費を管理する研究機関が自ら研究不正を防止するための取組を明確にするとともに、再発防止のための体制を確立しなければならない。

【「学術研究の推進方策に関する総合的な審議について」中間報告】（平成26年5月26日 科学技術・学術審議会学術分科会）

- ・近年我が国の学術研究の成果を示す指標の一つである論文指標は国際的・相対的に低下している。このため、投資効果が上がっていないのではないかとこの厳しい見方がある。
- ・近年の研究不正事案等により、研究者の質や倫理観に対する信頼が揺らいでいる状況も重く受け止めなければならない。
- ・これらの指摘等の背景には、学術界の発信不足や研究不正等もあることを学術研究に携わるすべての者が猛省し、学術界全体として対策を講じなければならない。

○科研費に関わるファクターに対する厳しい見方(2)

【科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視〈調査結果に基づく勧告〉】（平成25年11月12日総務省）

(主な勧告内容)

・ 物品購入時の発注・検収等における事務局関与の徹底（「預け金」の防止）

(調査結果) ・ 全物品について研究者に発注を委ねている
・ 事務局による検収を実施していない

・ 謝金支給・備品管理等における事務局関与の徹底（「プール金」の防止）

(調査結果) ・ 非常勤職員の雇用・勤務管理に関する事務局の関与が不十分
・ 換金性の高い汎用パソコンが消耗品として扱われている

・ 研究費の計画的な執行（「無駄遣い」の防止）

(調査結果) ・ 研究期間終了間際に高額な研究機器等を購入している

・ 間接経費の使途の明確化

(調査結果) ・ 間接経費の使用方針が未作成
・ 間接経費の使用に係る文科省の実態把握が不十分

・ 文科省による指導の徹底・制裁措置の導入

(調査結果) ・ 文部科学省による現地調査等における指導は口頭指導のみ

【参考：文科省等における対応状況】平成26年6月

ガイドライン、研究機関使用ルールを改正し、下記について明記

○発注・検収業務については、原則、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用すること

○非常勤雇用者の雇用管理については、原則、事務部門が実施すること及び換金性の高い物品（特にパソコン）については、研究機関において備品等として管理すること

○繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費の計画的な執行管理の徹底及び研究費に残額が生じる場合、配分機関へ返還すること

間接経費の執行に係る共通指針等を改正し、下記について明記

○ 研究機関における間接経費の使用方針の作成状況等の実態を把握するとともに間接経費の運用状況に係る評価及び結果の公表について平成26年度中に方法を検討

○研究機関におけるガイドラインの履行状況の調査を行い、機関に対して適切な指導等を実施

○ 研究機関における体制整備等の状況について不備がある場合は、間接経費措置額の減額等、厳格にペナルティ措置を実施

○ ペナルティ措置は、ガイドラインにおける「機関に実施を要請する事項」の実施の有無を基準

○科研費に関わるファクターに対する厳しい見方(3)

【平成23年度及び平成24年度決算に関する参議院の議決】（平成26年6月11日）

○警告決議（抄）

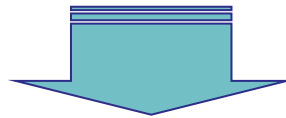
3 大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理について

国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院は平成二十二年度決算警告決議のほか、数次にわたり是正を促してきたが、平成二十四年度決算検査報告においても、預け金やプール金等の不適正な会計経理が指摘されたことは、極めて遺憾である。

政府は、これらの不適正な会計経理が行われる背景と指摘されている公的研究費の使い切り等の無駄を排除しつつ、公的研究費制度の一層の改善を図るとともに、二十六年二月に改正された研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインが着実に実施され、不適正な会計経理が発生しないよう、万全の体制を構築すべきである。

（参考：警告決議）

政府が行った事務事業あるいは政府職員の行為において生じた不当・不適正な事象で、政府が非を認めているもの等に対して、国会の立場から遺憾の意を込めて警告するもの。議決について講じた措置を国会に報告する必要がある。



○研究者におかれては、所属する研究機関等が定めるルールや、研究活動を行う上で守るべきルールの再確認を行っていただきたい。

○研究機関におかれては、不正防止のためのルールの見直しや、コンプライアンス教育、研究者倫理教育に取り組み、引き続き不正の防止に向けた積極的な取組を行っていただきたい。

2. 研究費の不正使用の防止に関する 取組

○不正使用等の防止に関する取組(1)

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月:「研究費の不正対策検討会」(科学技術・学術政策局長決定)において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月: **総合科学技術会議**において、「**公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)**」を策定
- 平成19年2月: **文部科学省**において、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)**」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- **不正者に対する罰則の強化等**
 - ・応募資格停止の措置(最大5年間)【科研費,H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費,H16】
 - ・文部科学省の応募資格停止の一齐適用【文科省,H16】
 - ・府省共通の応募資格停止の一齐適用【関係府省,H17】
 - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省,H24】
 - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省,H26】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の策定(H19.2)【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認**
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施(H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関)
- 研究機関の事務担当者に対する研修会**を毎年開催(H25:10か所、H24:8か所)
- 履行状況調査**(H25:36機関、H24:18機関)
- 機動調査**
- フォローアップ調査**
- 特別調査**

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン**【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化**【科研費、H23～】、**調整金の導入**【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

○不正使用等の防止に関する取組(2)

＜科研費における不正使用防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

(1)科研費の管理体制の整備

①. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約・就業規則・個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化

(平成20年度分の公募から ※平成24年度以降は「体制整備等の自己評価チェックリスト」)

(2)文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

①. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

○不正使用等の防止に関する取組(3)

- ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づく、研究機関における体制整備の不備や、不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【間接経費の削減】

4-10 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。

- ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【不正使用等に伴う補助金の返還等】

4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

(3)不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)
- ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正使用防止のためのルールの周知

- ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配付及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(1)

I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図り、改正案を取りまとめた。

II. 改正の概要

①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
 - ・ 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法を提示[第4節関係]
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
 - ・ 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(2)

②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「**コンプライアンス推進責任者**」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - **懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備**を促進[第2節(4)関係]
 - 処分の手続き等を含む、**諸規程の積極的な情報発信**を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
 - **不正調査の期限(原則210日以内)の設定**[第2節(4)関係]
 - 調査報告遅延による**研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入**[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - ①**管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止**等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - 機関への**調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等)**[第7節(1)関係]
 - 機関の実効性ある取組事例も含めた、**調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援**[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、**第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)**を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)の改正について(3)

④ 現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

Ⅲ. 適用時期

- 平成26年度から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)を踏まえた最近の取組(1)

(1) コンプライアンス教育用コンテンツの制作について

- 改正したガイドラインに定められている事項のうち、国として公的研究費の管理監査の観点から、各研究機関に共通する内容を取りまとめたコンテンツ（印刷用資料、動画）を制作しました。
- 各研究機関のコンプライアンス教育に活用するなどにより、研究費の管理・監査体制の構築に役立ててください。
- コンテンツの動画はガイドラインの内容の主要な事項を全て網羅するため、「研究者向け」と「管理者向け」それぞれ1時間程度で制作しています。
構成員に特に周知を図る必要がある箇所や、各機関におけるコンプライアンス教育内容と重複する箇所などを考慮し、例えば、コンテンツの一部を省略し、特に必要と判断する箇所を活用するなど、効果的に活用してください。

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)を踏まえた最近の取組(2)

【文部科学省HP：印刷用資料掲載】

(管理者用、研究者用) http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

【You Tube MEXT ch：動画掲載】※検索サイトで「研究費 ガイドライン 動画」と検索
(管理者用)<https://www.youtube.com/watch?v=JA0nyq9tvmU&list=PLGpGsGZ3lmbBG5YBlv3MsFkz-HVZ-YNXh&index=1>

(研究者用)<https://www.youtube.com/watch?v=QAKDSc8rV6s&list=PLGpGsGZ3lmbBG5YBlv3MsFkz-HVZ-YNXh&index=2>

The screenshot shows the YouTube channel 'mextchannel' with a grid of video thumbnails. A red circle highlights two thumbnails with titles in Japanese regarding research fee management guidelines. The highlighted thumbnails are:

- 再生済み (2:41)
- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (56:58)

Other visible thumbnails include:

- トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」第1回派遣留学生壮行 (2:41)
- 下村文部科学大臣会見(平成26年8月1日):文部科学省 (22:26)
- 「ことば食堂へようこそ！」第8話【割愛する】 (22:26)
- 平成26年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会 2/3 (1:00:52)
- 平成26年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会 1/3 (43:06)
- 平成26年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会 3/3 (1:38:22)
- 下村文部科学大臣会見(平成26年7月25日):文部科学省 (11:32)
- 下村文部科学大臣会見(平成26年7月22日):文部科学省 (14:46)

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)を踏まえた最近の取組(3)

(2) 間接経費措置額の削減について

- ガイドラインでは第7節、第8節で、
 - ・体制整備の不備
 - ・研究機関における不正調査の最終報告書提出の遅延に応じて競争的資金制度における間接経費措置額の削減を行うこととしています。
- このたび、間接経費措置額の削減割合の基準等を定め、通知していますので（平成26年7月23日 研究振興局長通知）、関係者に周知をお願いいたします。
- 当該措置の対象となる経費は、平成26年度予算以降（継続も含む）における競争的資金における不正事案が対象となります。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350398.htm

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)を踏まえた最近の取組(4)

①. 体制整備に不備がある研究機関に対する間接経費措置額の削減について

○「履行状況調査」及び「機動調査」の結果に応じて付与した「管理条件」(改善事項)について、文部科学省がその翌年度から実施する「フォローアップ調査」において履行が認められないと判断した場合

→「フォローアップ調査」の翌年度から措置

(表1) 「フォローアップ調査」の翌年度から間接経費措置額を削減する場合

「フォローアップ調査」の結果、「管理条件」(改善事項)の履行が認められない回数	1回	2回	3回以上
削減割合	5%	10%	15%*

* 間接経費措置額の15%の削減措置を講じている年度の「フォローアップ調査」において、管理条件(改善事項)の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

○「履行状況調査」及び「機動調査」の結果、機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関における体制整備の不備による不正と認定した場合

→「管理条件」(改善事項)付与の翌年度から措置

(表2) 管理条件(改善事項)付与の翌年度から間接経費措置額を削減する場合

「フォローアップ調査」の結果、「管理条件」(改善事項)の履行が認められない回数	〔「管理条件」(改善事項)付与の翌年度〕	1回	2回以上
削減割合	5%	10%	15%*

* 間接経費措置額の15%の削減措置を講じている年度の「フォローアップ調査」において、管理条件(改善事項)の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)を踏まえた最近の取組(5)

②. 研究機関における不正調査の最終報告書提出の遅延に係る間接経費措置額の削減について

○研究機関が告発等を受け付けた日から210日以内に、最終報告書が提出されない場合は、提出期限を過ぎた日数に応じて、間接経費措置額の一定割合を削減する

○ただし、最終報告書提出の遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けることとしており、その提出期限を過ぎた日数に応じて、以下のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表3)

提出期限を過ぎた日数	30日未満	60日未満	90日未満	120日未満	150日未満	180日未満	180日以上
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%

○ 確実な納品検査の実施と業者の理解・協力等の重要性

- ・ 不正使用の主な形態である「預け金」は、適切な納品の検査体制が機能していないために行われる傾向。
- ・ 特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が是正されていないことも要因。



- 不正使用を防止するにあたり、業者への適正取引に関するルールの周知や業者の評価を行うことは重要。
- 「預け金」の存在は、業者保有の売り上げ関連伝票と機関が保管する証拠書類との突合により発見できるため、必要に応じ、業者の協力を得てこれらの書類を徴し、物品の納品実態について確認することは有効。
: 研究者、業者双方に対する牽制効果
- 「預け金」が行われる主な動機は、次年度以降の研究費の確保や、年度内に補助金を使い切らなければならないという思いこみである場合が多いため、研究者に対する最新のルールの周知が必要。
: ルールの理解不足による不要な不正使用の回避効果
- 納品の検査体制を整備し確実に納品検査を行うことで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルの回避が可能。

○e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- 他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとされています。



ログインID・パスワードは、決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理をお願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

○不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降（継続課題も含む）で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2～4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年	2～4年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	— (科研費は5年)
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	— (科研費は2年)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP: <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する。

3. 研究活動における不正行為の防止 に関する取組

○不正行為の防止に関する取組

＜科研費における不正行為防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

(1)「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け

(平成19年度～)

(2)不正行為を行った者等へのペナルティーの導入

①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)

②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表

(平成26年度公募分～)

(3)不正行為防止のためのルールの周知

①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配付及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載

②. 説明会の開催

③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(1)

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」のとりまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(2)

新ガイドライン

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）
- ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(3)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(4)

第3節 研究活動における不正行為への対応 (組織の管理責任の明確化)

【違反の対象となる不正行為(特定不正行為)】

- 捏造、改ざん、盗用(注:従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安・上限の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督のもと再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(5)

第4節 特定不正行為等の違反に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
- 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）

（※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

1 組織としての責任体制の確保

- 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
- 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

2 迅速な調査の確保

- 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案) 概要(6)

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

- 文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【履行状況調査の実施】

- 大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

- 文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

- 大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

今後の予定

- パブリックコメントの実施:平成26年7月3日から8月1日まで
- 新ガイドラインの決定:平成26年8月末頃を目途(※パブコメの結果による)
- 新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など)

:「集中改革期間」

- 新ガイドラインの適用:平成27年4月1日

○研究倫理向上のための取組例(1)

【「科学者の行動規範」に基づく研修プログラム】

日本学術会議「研究活動における不正の防止 策と事後措置－科学の健全性向上ために－」
(平成25年12月26日)において、

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた「科学者の行動規範」を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

とされたことを踏まえ、日本学術振興会は、日本学術会議と連携・協力して作成中。

○プログラムの構成

1. 責任ある研究活動とは
2. 研究計画を立てる際の責任
3. 研究を進める上での責任
4. 研究成果を発表する上での責任
5. 研究成果を守る上での責任
6. 共同研究で責任ある研究活動をどう進めるか
7. 研究にかかるお金を適切に使用する責任
8. 科学研究の質の向上に寄与する責任
9. 社会の中で科学者が果たすべき役割

平成26年秋 研修プログラム（テキスト版）公開（予定）

※引き続き、電子教材化に向けて検討

○研究倫理向上のための取組例(2)

【～CITI JAPANプロジェクト～ (H24'～大学間連携共同教育推進事業)】

行動規範教育のカリキュラム構築のために、自然科学系のみならず人文・社会科学系専門家も加えた合意形成の場を設け、国際標準を満たしたe-learning教材の作成と改訂を迅速かつ継続的に行い、全国の大学院教育での活用を促進することにより、グローバルな活躍をするに相応しい行動規範を身につけた研究者を育成する。

<背景>

- 世界： 繰り返される **ミスコンダクト**
- 欧米： **取締りから教育へ**重点の移行
- 日本： **教育カリキュラムの欠如**

<戦略>

- ・ **大学院・研究機関**での**行動規範教育**
- ・ **国際標準**を満たしUp-dateな教育内容
- ・ **e-learning** による均一教育の全国普及

米国
CITI Program

- (Collaborative Institutional Training Initiative)
- ・全ての研究者に義務付けられている行動規範教育コンテンツを提供
 - ・ほぼ全ての大学(top 100大学中99大学)・研究機関による利用

グローバルな
ミスコンダクトの減少

CITI Japan プロジェクト



連携6大学* + 連携機関 + 協力教員多数

国際標準の教材作成

- ・全米教員団体の協力のもとでの教材作成
- ・協力教員による妥当性の精査と加筆修正
- ・関連事業との連携
- ・パブリック・コメント
- ・ユーザーミーティング

広報活動

- ・日本医学会
- ・全国医学部長病院長会議
- ・宇宙航空研究開発機構
- ・全国遺伝子医療部門連絡会議等との連携

【教材例】 責任ある研究行為・ミスコンダクト・利益相反・公的研究費の取り扱い・IRBによる審査・個人情報の扱い・オーサーシップ 他

Web運営
窓口サービス
受講認定



利用機関拡大

国際標準とされる行動規範を理解した研究者の全国的育成

共同開発
(国際標準)

不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの 5～7年	
		上記以外の著者	学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの	3～5年
				2～3年
	ウ) ア) 及びイ) を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの	2～3年	
		学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいもの	1～2年	

4. 研究費の不正使用、研究活動における不正行為 に関する相談窓口

○研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口

【科研費に係る不正使用、研究活動における不正行為に関する相談窓口】

○文部科学省交付分

文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室指導係

・直通電話:03-6734-4095 ・Fax:03-6734-4093

○日本学術振興会交付分

(独)日本学術振興会研究事業部研究助成第一課 研究助成第一係

・直通電話:03-3263-0964 ・Fax:03-3263-9005

【公的研究費における研究機関の体制整備等に関する相談窓口】

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4014 ・E-mail:kenkyuhi@mext.go.jp

競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を実施しています。

各機関において、体制整備、関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究活動における不正行為に関する相談窓口】

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室

・直通電話:03-6734-4021 ・E-mail:kiban@mext.go.jp

人材政策推進室では、研究活動の不正行為への対応のガイドラインを示し、各機関における体制等の整備や厳正な運用を求めているところです。これに関し、一般的なご質問・ご相談がある場合は、お問合せください。

【研究に関する不正の告発受付窓口】

文部科学省 研究振興局振興企画課競争的資金調整室

・直通電話:03-6734-4018 ・E-mail:chosei-k@mext.go.jp

(参考)

- 科研費の不正に係る研究機関、配分機関の措置の例
- 不正使用の再発防止策の事例

【参考】科研費の不正に係る機関、配分機関の措置の例(1)

【預け金】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 111万円 ○応募資格の停止 4年：1人 1年：3人 	減給 ～ 厳重注意

【預け金、品名替え、私的流用】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成11年度及び平成14年度～平成20年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。 また、1名が一部を私用物品の購入費に充てていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 971万円 ○応募資格の停止 5年：1人 4年：10人 2年：2人 1年：8人 	懲戒解雇 ～ 停職1ヶ月

【参考】科研費の不正に係る機関、配分機関の措置の例(2)

【カラ謝金】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成19年度、平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、学生に虚偽の出勤簿を作成させ、研究機関に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続きの原資に充てていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 132万円 ○応募資格の停止 4年：1人 	停職1ヶ月

【預け金、カラ出張】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
<p>平成18年度及び平成20年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。</p> <p>また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に研究機関に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって不正（不当）に旅費の支給を受けていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 34万円 ○応募資格の停止 4年：1人 	停職8ヶ月

【参考】科研費の不正に係る機関、配分機関の措置の例(3)

【不正受給】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
平成22年度～平成24年度の科学研究費補助金において、別の研究者の名義で応募し、交付を受けていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 455万円 ○応募資格の停止 5年：1人 	停職1ヶ月

【捏造、改ざん】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
科学研究費補助金を使用して発表した6論文の画像について、一つの実験データや画像を複写し、別の目的のためのデータや画像として使用する捏造、改ざんを行った。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 220万円 ○応募資格の停止 10年：1人 3年：1人 1年：1人 	懲戒解雇 ～ 停職1ヶ月

【盗用】

不正の概要	文部科学省等の対応	機関の対応
2論文において盗用。また、科研費の実績報告書や研究計画調書に存在しない論文を記載した。	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金の返還命令 350万円 ○応募資格の停止 10年：1人 	懲戒解雇 (相当)

【参考】不正使用が発生した当時の主な状況等

不正使用発生当時の状況	不正使用が発生する要因等
<p>(預け金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究者が自由に発注先を決め、機関を介さずに<u>直接発注</u>を行っていた。 ○物品の<u>納品検査</u>を研究者任せにしており、機関は、研究者からの納品確認の報告を受けるのみであった。 ○業者が研究者に「預け金」を持ちかけていた。 ○特定の研究者の物品の発注先（業者）が固定化していた。 ○研究の遅れにより年度末に補助金に残額が生じたので、残額を翌年度に使うため、業者に「預け金」を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究者による発注状況を研究機関において把握できていない状態にあった。 (業者との癒着が起こりやすい環境が形成されていた) ○機関としての納品検査体制が機能していない。 ○業者に対する適正取引についての説明や、状況に応じて取引業者を変更するなど、業者に対する牽制が十分でない。 ○「繰越し」を可能としている科研費ルールに対する研究者の理解不足。または研究機関によるルールの周知不足。
<p>(カラ謝金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究支援者として雇用された者の勤務管理を研究者（室）任せにしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用現場の勤務実態を機関が直接確認するなどの牽制が十分でない。

【参考】不正使用の再発防止策の事例（１）

各研究機関においては、概ね以下のような不正使用に対する防止策が講じられています。

（物品費の支払に関する牽制）

- 納品検査体制の充実（納品検収センターの設置、検収担当職員の増員など）
- 監査体制の強化（監査室を設置し、特定業者との取引が連続、大量に行われていないか、科研費の支出が適正に行われているか等を常に監視）
- 研究者による発注物に対して事務担当者が納品検査を確実に実施

（謝金の支払いに関する牽制）

- 科研費で雇用された者の出勤簿を機関で管理し、適宜、機関担当者が勤務実態を確認。

（旅費の支払いに関する牽制）

- 学会出席等の旅費支出の際に、用務先への参加事実を確認。

【参考】不正使用の再発防止策の事例（2）

（不正使用防止に係るその他の取組）

- 研究者及び事務担当職員に対する科研費の適正使用に関する研修会の実施や、使用ルールの理解度調査の実施等による、周知・啓発。
- 研究者の科研費の執行状況をモニタリングし、当初の執行計画と比較し著しく遅れている研究者に対して、研究の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて繰越や調整金、返還等の手続きについて指導。
- 機関における取扱ルールが科研費の使用ルールに比べて著しく厳しいものにならないよう、必要に応じて研究機関と研究者が協議し、研究活動の実態に即したルール整備を心がけ、使い勝手の悪さを理由とする不正使用を未然に防止。
- 取引業者から不正取引に関与しない旨の誓約書を徴するとともに、研究機関が内部監査を実施する際に必要とする場合は、業者取引帳簿等の提出を求める旨をあらかじめ周知するなど、取引業者への牽制。
- 機関における管理・監査体制を自己評価し、不正発生要因に合わせた防止対策を検討・実施。その後の内部監査において、当該取り組みが有効に機能しているかを検証。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（1）

（物品の発注段階における牽制）

- 研究機関による発注を原則とし、研究者からの発注要望（物品購入の請求伝票）を受けて、機関担当者が業者を選定。
なお、業者選定の際は、年度当初にあらかじめ実施した複数業者との価格交渉結果（値引率）を考慮し、高い割引率を示している業者に決定することとしている。
- 契約事務に関するマニュアルを作成するとともに、研究部門の職員に対し、事務手続きに関する研修を実施している。
また、機関の内部規程において研究者による発注を認めているものについては、当該発注手続きが適切になされるように、研究チーム等に管理部門の事務経験者を配置し、物品の調達手続きに関する事務支援を行っている。
- 立替払を認めたものを除き、補助事業に必要な物品は、機関が業者を選定し発注している。
また、研究者から参考見積書の提出があった場合でも、機関の担当者が別途見積書を徴し、発注先を選定する仕組みを導入している。
さらに、発注先が特定の業者に偏らないよう、1～2年単位で業者を見直すなど、研究者と業者間で癒着が生じにくくする工夫を行っている。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（2）

（物品の発注段階における牽制）続き

- 機関による発注手続きを待てない緊急の物品調達の場合は、機関が予め契約している大型量販店の発行する法人カード（クレジット機能なし）を研究者に貸与し、緊急の物品調達を認めている。
なお、研究者が当該量販店から調達した物品の詳細は、後日、機関が当該量販店から得られる仕組みとなっている。
- 研究者から業者への直接発注は、事前の審査により機関が適切と評価し、指定登録した業者に限定している。
発注は、財務管理システムを使用することにより、システムから業者に発注メールが送信される。発注メールを受信した業者は、メールに見積書を添付し受注内容を返信する仕組みとなっている。
また、一連の発注・受注状況はシステム内に記録され、事務担当者がリアルタイムで状況を把握できるため、研究者による発注が特定業者に偏っていないかについても確認している。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（3）

（物品の納品段階における牽制）

- 納品検査体制の充実（納品検収センターの設置、検収担当職員の増員など）
主な構内に検収所を設置し、検収所の業務時間外や休日等の納品に対しては、各事務部局職員又は研究室の教員等を検収担当者として任命し、検収を実施。
なお、検収担当者として任命した教員等が検収可能とする範囲は少額な契約に限定し、さらに、発注した研究者と検収担当者が同一人物ではないこととしている。
- Webでのオンライン販売を利用して、研究者が物品を直接購入した場合であっても、物品の送付先（納品先）は、学内の検収センター窓口研究室に指定するよう周知しており、直接研究室に届いた物品については、機関による納品検査を受けなければ支払を認めない扱いとしている。
- 研究者が出張先等で現地購入した物品等については、購入を証明する証拠書類とともに、現物の持参（あるいは、現物の写真の提出）を求めている。
- 機関の内部規程において、研究者が発注した物品に対し例外的措置（検収の一部省略）しているものについても、適宜、無作為抽出によるサンプル調査（現物確認、あるいは現物の持参を要請）による牽制を図っている。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（４）

（物品費の支出にあたってのその他の取組）

○内部監査において、取引業者の協力により得た業者保有の原伝票と、機関が保管している支払い関係書類との突合を行っている。

ただし、すべての補助事業に対する確認は困難であるため、例えば以下のような取引に対し重点的に実施。

- ・特定の時期（例えば、年度末など）に集中して取引されているもの
- ・特定の業者との取引が多い課題
- ・納品書の日付が空欄であったり、手書きのもの など。

○研究者による物品の直接発注は、一定額以下の物品購入に限り、機関が契約を締結した業者に対してのみ認めている。

なお、当該契約において、業者が機関の求めに応じ納品データ等の作成・提供を行うことを条件としている。

機関担当者は、適宜、当該データの提供を求め、必要に応じ取引内容に関する事実確認を行っている。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（5）

（業者に対する牽制）

- 年1回、購買部長が取引業者を対象に、適正取引に関する事務手続きや、不正に関与した場合の当該業者に対する処分等について周知を行っている。
- 取引関係にある業者に対し、不正な取引に関与した場合は「取引停止処分」とする機関の方針をあらかじめ周知するとともに、契約書においてもその旨を明示している。
- 業者に対し、研究者からの「預け金」等の不適正取引を持ちかけられた際は、学内の不正担当窓口に通報するよう周知している。
- 業者が不正使用に加担した場合は、当該業者名を公表することを明確に規定している。

（謝金等の支払に関する牽制）

- 研究支援者として雇用した者の勤務時間は機関が一元的に管理しており、出勤簿は機関が保管し、被雇用者は出退時に必ず事務窓口において押印（サイン）することとしている。
- 研究支援者の雇用の際は、必ず機関担当者が本人確認を行うこととしており、さらに、勤務実態を把握するため、適宜、機関担当者が現場に赴き、状況を確認している。

【参考】各研究機関での不正使用防止の取組事例（6）

（謝金等の支払に関する牽制）つづき

○研究支援者の雇用手続きの際、研究者から謝金等のキックバックや実態の伴わない勤務報告をするよう求められた際は、機関の不正担当窓口に通報するよう周知している。

（旅費の支払いに関する牽制）

○無作為のサンプル抽出（抜き打ち）により、学会参加や研究打ち合わせ等の用務先に対し、参加の事実確認を行っている。

○出張した事実を証明する証拠書類（航空券の半券、宿泊先や交通機関の領収書等）の提出とあわせて、出張報告書に宿泊先や訪問相手の氏名等の記述を求めるとともに、報告された内容と実態に齟齬がないか、適宜、機関担当者が事実確認を行っている。

（その他、不正使用防止のための取組）

○科研費の使用ルールの周知、不正使用防止の啓発のため、研究者を対象とした学内説明会、研修会を実施。